

理 事 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和7年3月13日（木）午前10時30分～
- 2 開催場所 大阪市立社会福祉センター 3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、理事定数6名以上23名以内、現在員数20名、本日の出席者16名でございます。従いまして、理事総数の過半数に達しておりますので、定款第29条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、新田監事、羽賀監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。また、本日の議案について、特別の利害関係を有する理事の出席はございません。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

（資 料 確 認）

それでは、永岡会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

永 岡 会 長 （ あ い さ つ ）

司 会 それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第29条第1項の規定により、その都度理事の互選とすることになっておりますが、慣例により、永岡会長にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということでございますので、議長を永岡会長にお願いいたします。

永 岡 議 長 まず、理事会の議事録の署名人ですが、定款第30条第2項に「出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する」と規定していることから、私と羽賀監事、新田監事が議事録に署名いたします。

羽賀監事さん、新田監事さんどうぞよろしくお願いします。

＜第1号議案＞ 定款の一部変更（案）について

永 岡 議 長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。
第1号議案の定款の一部変更（案）について、事務局から説明してください。

真 鍋 次 長 事務局次長兼総務課長の真鍋でございます。

第1号議案、定款の一部変更（案）について、ご説明します。

資料1の1頁をご覧ください。

まず、今回の変更理由につきましては、現在、常勤理事2名体制となっており、本会の定款では、社会福祉法に定められた業務執行理事を担う常勤理事として常務理事のみとなっていることから、現状に則した実態を明確にするため、業務執行理事以外の常勤理事の選任及び職務権限について定めるものです。

変更箇所につきましては、第17条第2項において、常勤理事を1名以上2名以内と変更し、同条第3項では常勤理事のうち1名を業務執行理事とし、常務

真 鍋 次 長 理事とすることを規定いたします。

次に、第 18 条第 3 項では、業務執行理事以外の常勤理事は、理事の中から会長が指名するとし、第 20 条第 5 項において、その職務については、会長、副会長を補佐し、会長が定めるところにより、本会の業務を掌理すると規定いたします。

定款の変更につきましては、本理事会、評議員会でご承認いただいた後、大阪市福祉局法人監理に定款変更を申請する流れとなりますが、冒頭ご説明したように、現在の常勤理事の選任及び職務等を明確にするものであり、現在の実態と変わらないことから、令和 7 年 4 月 1 日から施行といたします。

以上、第 1 号議案について、ご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

永 岡 議 長 第 1 号議案定款の一部変更についてですが、私の方からも一言補足説明させていただきたいと思います。本会では今まで常勤理事 2 名体制となっておりまして、今回、現状に即して業務執行理事以外の常勤理事の選任等について明確にすることを目的として、今回改めさせていただきました。

特に最初にご挨拶でも申しあげましたように、社会福祉協議会のあり方が非常に変わってきております。もともと原点にあった戦後の社協活動が何かというのは、熱く議論された時期がございましたけれども、今、社会福祉推進の全体の政策の動きの中で社会福祉協議会がどういう働きをするのか、公共性や公的な福祉の推進の意味を持っていること、民間的自主性と言われるように、主体的な活動を展開していく必要があることから、行政の委託事業のみならず、地域に根差した地域福祉の推進が、本来社協が担うべき働きであると考えます。

地域の住民の方たちを主体にして地域をつくっていき、個別の相談支援も行い、さらにそこをつなぐような社会参加の支援や、足りない部分をつくっていくような働きがあり、さまざまな地域福祉の推進を総体として進めていくために全社協では基本要項 2025 が定められつつあるところですが、大阪市社協としての基本要項にあたるような、明確な理念やビジョンを社協らしく展開していくことを今回の常勤理事 2 名体制で進めることができればと期待しております。以上です。

皆様の方からご意見いかがでしょうか。

ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異 議 な し)

異議なしということですので、第 1 号議案は原案どおり決定されました。

<第 2 号議案> 諸規則等の新設及び一部改正（案）について

永 岡 議 長 続きまして、第 2 号議案の諸規則等の新設及び一部改正（案）について、事務局から説明してください。

真 鍋 次 長 第 2 号議案、諸規則等の新設及び一部改正（案）について、ご説明します。
資料 2 をご覧ください。

2 頁以降に今回新設及び一部改正する諸規則等を添付しておりますが、主な

真 鍋 次 長 改正内容について、1 頁にまとめておりますので、こちらで説明させていただきます。

1 点目は、第 1 号議案でご承認いただきました定款の一部変更に係り、改正するものです。

まず、理事職務権限規程の新設については、現在の会長及び常務理事の専決事項を定めた専決規程を廃止し、新たに会長及び常勤理事の職務権限を定めます。

常勤役員規程及び役員及び評議員の報酬等に関する規程においては、常勤役員と非常勤役員の定義を明確にするものです。

2 点目は、6 頁以降に記載しています事務局体制の見直しに伴うものでございます。

現在、事務局として総務課・地域福祉課・福祉事業課の 3 課体制ですが、令和 7 年度から要介護認定調査事業を縮小するにあたり、業務量も勘案したうえで、地域福祉課・福祉事業課での効果的な事業運営や総務課においては今後も経営強化に向けた体制の構築が必要なことから、これまでの 3 課体制ではなく、総務部・福祉部の 2 部体制とし、総務部に総務担当、経営企画担当、福祉部に地域福祉推進担当、権利擁護担当として、部内で横断的な業務執行体制をとり、かつ事務局として総体的に、これからの社協を見据えた事業推進を担うこととします。

事務局規程の見直しに伴い、文書規程以下善意銀行規程について文言修正いたします。

3 点目は、令和 7 年 4 月 1 日から段階的に施行される改正育児・介護休業法に対応するものでございます。職員就業規則をはじめとする 4 つの就業規則において、3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を対象に、柔軟な働き方を実現するための措置として、「始業・終業時刻の繰下げ」または「子の養育を目的とする休暇（養育両立支援休暇）」の付与のいずれかを選択することができるものとして各就業規則に追記いたします。

また、各就業規則の一部改正に伴い、定年退職規程以下職場におけるハラスメントの防止に関する規程について、条項を修正いたします。

施行日については、いずれも令和 7 年 4 月 1 日です。

以上、第 2 号議案について、ご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

永 岡 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
ご意見・ご質問がないようですので、ご承認いただけますか。
ご承認の場合は、挙手をお願いします。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第 2 号議案は原案どおり決定されました。

＜第 3 号議案＞ 令和 7 年度事業計画及び予算（案）について

永 岡 議 長 続きまして、第 3 号議案の令和 7 年度事業計画及び予算（案）について、事務局から一括して説明してください。

堀 江 次 長

事務局次長兼地域福祉課長の堀江でございます。

第3号議案、令和7年度事業計画及び予算（案）ですが、まずは事業計画（案）につきまして、ご説明申し上げます。

資料3の1頁をご覧ください。「Ⅰの基本方針」でございます。

全文を読み上げさせていただきます。

わが国では、近年、少子高齢化や単身世帯の増加といった社会・生活の構造的変化により、地域における人と人のつながりは希薄化し、生きづらさや孤独・孤立を感じる人が増えている。また、国内外の社会情勢等を背景とした物価高騰の影響も重なり、生活に困窮する人が増加するなど、地域福祉をめぐる課題はますます複雑・多様化、深刻化している。

こうした課題の解決に向け、本会は、「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティづくり」を基本理念とする「第3期 大阪市地域福祉活動推進計画」（令和6～8年度）を策定し、各区社会福祉協議会と一致協力して、住民同士が互いを気につけ、支え合う「地域づくり」や、包括的な「相談支援」の体制充実、地域づくり・相談支援双方からの「参加支援」の取組みを進め、多様な活動主体に連携・協働を呼びかけてきている。計画の中間年にあたる令和7年度においては、とりわけ、「参加支援」の取組み推進に重点を置き、住民一人ひとりの社会参加に向けた支援が広がるよう、具体的な支援事例や実践上のポイントを整理・分析、発信するとともに、各区社会福祉協議会をはじめ、行政や関係機関等と、社会参加に向けた支援の考え方や手法等を共有する場を設けていく。

また、コロナ禍における生活福祉資金特例貸付の償還免除者や償還が困難あるいは未応答状態の借受人等を対象として、各区社会福祉協議会を通じて状況を確認し、必要な支援や手続きにつなげることができるよう、フォローアップ支援事業を拡充していく。

あわせて、能登半島地震の被災地支援に関わった経験等を活かし本会の災害対応力をさらに向上させるとともに、福祉に関わる情報発信及び専門的人材の養成、ボランティア・市民活動の推進、成年後見制度等の権利擁護、地域こども支援ネットワーク事業など、本会が全市的に担っている取組みについても、より効果的に実施できるよう充実していく。

本会は、地域福祉推進の中核的な役割を担う団体として、地域住民、行政、社会福祉施設、関係団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業などと密に連携・協働し、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の推進、地域共生社会の実現に向けた取組みをより一層推進する。

続きまして、2頁「Ⅱの令和7年度事業」でございます。ただいまご説明いたしました基本方針に基づき、本会が取り組むべき事業内容について記載しております。

主な内容につきましてご説明いたします。

2頁「1 組織基盤の強化」につきましては、安定した事業運営ができるよう組織基盤の強化につながる取組みについて検討する場を設けるとともに、人材の確保、財政基盤や広報・情報発信の強化等に引き続き取り組んでまいります。

(1) 人材の確保・育成・定着につきましては、人材の確保に向け、大学2～3回

生を主な対象とした職場体験や転職を希望する求職者を中心とした就職説明会、個別相談会等の取組みを実施してまいります。(2) 適切な財政運営につきましては、市民や団体からの寄附について、新たに遺贈寄附への対応につなげる金融機関との連携など、寄附についても充実させていきます。(4) 広報・情報発信の強化につきましては、SNS 等の利用に関する本会の方針を定め、SNS を活用した情報発信を強化してまいります。

3 頁「2 第 3 期 大阪市地域福祉活動推進計画の推進」ですが、令和 7 年度は計画期間 3 か年の 2 年目にあたり、本計画は「参加支援」の推進を重点項目としており、本会及び各区社協ともに実行計画、数値による共通評価指標の達成に向け、着実に計画を推進してまいります。

「3 地域福祉の推進と包括的支援体制の充実に向けた区社協への支援強化」につきましては、先ほど説明いたしました推進計画でも掲げております、「地域づくり」「相談支援」「参加支援」の各領域を意識し、区社協への支援を強化してまいります。(1) 地域づくりの推進、(2) 包括的な相談支援体制の充実とあわせて、(3) の参加支援の推進につきましては、住民一人ひとりの社会参加に向けた支援の強化につながるよう、各区社協、行政・関係機関等と一緒に推進していくこととしています。今年度は、「場づくり・地域づくりを通じた参加支援」についても推進することができるよう、具体的な事例や実践上のポイントを収集・整理・分析し、研究者にも協力を得ながら新たな冊子を作成・発信してまいります。

4 頁「4 多様な主体・資源がつながる地域福祉活動の推進」につきましては、(1) と (2) に記載しておりますように、情報誌やホームページ、電子媒体等を活用し、多様な活動や市民活動、社会貢献活動の情報を発信していきます。現在本会の広報誌について、大阪の社会福祉は毎月、ボランティア市民活動センターで発行しております、ボランティア情報誌 COMVO については年 10 回発行しております。令和 7 年度からは今 2 色刷りのものをカラーページ化し、ページ数を増やすことで、それぞれ隔月の発行に変更することとしております。

その分、ウェブ上での発信の強化ということで広報全体としましては拡充をしていくこととしております。

5 頁「(4) 地域こども支援ネットワーク事業の推進」につきましては、個々の活動支援や啓発活動は引き続き行いながら、令和 6 年度に全区でこどもの居場所のネットワーク化が完了しましたので、令和 7 年度は特にこの各区のこどもの居場所に関するネットワーク機能の強化に取り組んでまいります。6 頁 (5) 認知症の理解を深める取組みの普及・啓発も引き続き行い、(6) のア 大阪市ボランティア活動振興基金助成につきましては、令和 7 年度に助成の枠組みを改変し、とりわけ学生・若者が取り組むボランティア活動への助成区分を設定し、助成金により活動を支援していきます。また、イ 善意銀行では、地域における生活のしづらさを抱える人を支える活動を推進するため、新たな団体・活動の立上げ期の支援に重きを置いた、テーマ型助成事業を実施いたします。

7 頁「5 地域福祉を支える人材育成の強化」につきましては、大阪市ボランティア・市民活動センターと大阪市社会福祉研修・情報センターを中心に地域福祉活動の担い手の養成と福祉専門職の確保・育成・定着を推進するとともに、すべての住民が福祉への理解を含め、ボランティア活動や福祉の仕事に関心を

堀 江 次 長

持つことができるよう、啓発や情報発信を行ってまいります。

少し飛びまして、9 頁「6 暮らしの相談支援の充実」につきましては、(1) 生活福祉資金貸付事務事業の中で、新型コロナウイルス感染症が流行した際に実施した特例貸付事業の借受人の中で今なお困りごとを抱えている人がいないか、必要な支援が届いているかなど、フォローアップ支援事業を拡充し、特例貸付を受けた後の各種手続きへの未応答者、償還免除者、償還免除には至らないものの償還が困難な借受人等に対し、各区社協が中心となり、状況を確認し、必要な支援や手続きを案内する取組みを推進してまいります。

10 頁「7 暮らしの安心を支える権利擁護の推進」では、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「あんしんさぽーと事業」と「成年後見支援センター事業」の連携を一層強化し、権利擁護に関する取組みを推進してまいります。

11 頁「8 災害に備えた平時からの取組み及び被災地支援」につきましては、大規模災害発生時に、社会福祉協議会の使命を果たし、災害ボランティアセンターの運営をはじめ、市民の生活復旧に向けた支援を迅速かつ的確に行えるよう、(1) 平時からの環境整備として、災害発生時に速やかな初動対応につなげるため、前年度、本会事務局内に整備した災害対策用スペースについて災害時に有効活用できるようプランニングするとともに、被災状況の把握や災害支援活動の連絡等に有効な ICT ツールの導入を検討してまいります。(2) 災害時の対応力向上につきましても、災害対策用スペースを活用し、BCP に基づく訓練を実施することとあわせて、市と区の役割を整理したうえで、災害ボランティアセンターのマニュアルの改訂、及び災害ボランティアセンター開設・運営の詳細について行政とも調整を進めてまいります。

12 頁「9 介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業」につきましては、現在、要介護調査を 19 区、障がい支援区分調査を 15 区受託しておりますが、次期実施期間として令和 7 年度から 9 年度の 3 か年の公募が 10 月にございました。今回の募集内容といたしましては、区ごとに、要介護と障がい支援区分認定調査が一体募集となり、本会としましては、調査予定件数とそれに必要な要員体制等を勘案し、13 区で申請をいたしました。結果、9 区で他事業者と競合し、市の選定委員会による審査で、他の 2 事業者を下回る評価となり、5 区のみ受託となり、後ほどの予算とも関連しますが、大幅な予算減少となりました。つきましては、4 月以降は、受託が確定しました 5 区において、必要な体制を確保し、適切・円滑に調査業務を遂行してまいります。

最後になりますが、「10 福祉関係機関・団体との連携と協働」につきましては、大阪市社会事業施設協議会や大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会、大阪市民生委員児童委員協議会、大阪府共同募金会など各関係団体と連携協働し、地域福祉を推進してまいります。

以上、令和 7 年度事業計画について、ご説明申しあげました。

真 鍋 次 長

続いて、令和 7 年度予算（案）について、ご説明いたします。

14 頁の「令和 7 年度当初予算（案）について（概要）」をご覧ください。

まず、法人全体の状況をご説明します。

(1) 予算総括表をご覧ください。収入額ですが、最上段、事業活動収入が

真 鍋 次 長 34 億 6,216 万 6 千円、その 2 段下、その他の活動収入が 5,776 万 6 千円で、合計しますと 35 億 1,993 万 2 千円で、前年度当初予算の収入合計に比べ、6 億 6,985 万 5 千円の減となります。

次に支出額ですが、事業活動支出が 34 億 9,448 万 2 千円、その下、施設整備等支出が 431 万 5 千円、その下、その他の活動支出が 2,249 万 4 千円、予備費支出が 100 万円で、合計しますと 35 億 2,229 万 1 千円で、前年度当初予算の支出合計に比べ、6 億 7,075 万 4 千円の減となります。

この結果、収入から支出を差し引いた法人全体の資金収支差額は、マイナス 235 万 9 千円となります。

(2) 予算の内訳をご覧ください。善意銀行事業につきましては、蓄積しました寄附金等の範囲内で助成及び貸付を行う事業のため、収支差額が発生します。

その他の事業については、年度単位で事業を計画・実施していることから、資金収支差額は 0 円であり、収入に見合った支出を計上しております。

次に、15 頁の「2 収入・支出の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。

受託金収入については、先ほど事業計画（案）で説明しましたように、要介護認定訪問調査事業において、大阪市による公募の結果、現在の 19 区から 5 区へと受託区数が減少したことによるものです。

人件費支出・事務費支出についても、同様に要介護認定訪問調査事業における受託区数の減少によるものです。

事業費支出の増については、介護予防ポイント事業において、登録施設の拡充及び活動者が使用しているアプリの WEB 版を新たに構築することによるものです。

資料 16 頁に「事業別支出予算額の状況」を主な増減理由とともに掲載しております。

また、資料 17 頁以降に「収支予算書」を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、令和 7 年度事業計画及び予算（案）についてご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

永 岡 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

三 田 理 事 事業計画案の項目 8 番、災害に備えた平時からの取組みの 11 ページに (1) 平時からの環境整備、その中で最後に ICT ツールの導入を検討すると記載があります。先日、淀川区で防災訓練を実施したときに、WowTalk というアプリを使いました。市社協では ANPIC というアプリを使っているとお聞きしております。もし、大きな災害が起こって市社協と区社協の事務局が連絡を取り合うときに違うアプリを使っているのでは連絡が取りにくいのではと思ったのですが、その点はいかがでしょうか。

堀 江 次 長 ご質問ありがとうございます。

ANPIC は市社協で導入しておりまして、各区社協の事務局長は同じく ANPIC で一緒のグループを組んでおります。淀川区含めそれぞれ各区社協において、別

堀 江 次 長 の安否確認ツールを導入している区社協が大半です。すべて同じツールにするのは第一段階としては難しいことから、今回は市社協の全職員と各区社協の事務局長が ANPIC に登録しております。各区で導入している安否確認ツールで、各区社協で安否の状況を取りまとめ、結果を市社協に報告をするということで整理しております。

将来的には三田理事がおっしゃっていただいているように、24 区同じツールの方が効率化というところでは利点があるため、そこも踏まえ、検討してまいりたいと思います。

三 田 理 事 ありがとうございます。事務局長が ANPIC に入っていたら連絡は取れるということで安心しました。

それと同じく災害ボランティアの訓練を実施したときに、JoyLinks というアプリを使いました。ボランティアセンターを開設したときに供給と受給のマッチングにおいて適当だということで、そのアプリを使ったのですが、それは市社協でも使われますか。

堀 江 次 長 まだそこまで検討ができておりません。実際に災害ボランティアセンターでは受給調整の数もおそらく多く、システムを導入しないとアナログでは追いつかない状況になりますので、そういったことも含めて導入を検討していかなければいけないということで、事業計画にも少しそのあたりを触れております。

三 田 理 事 我々が使ったソフトはマッチングをするのにいいツールだと思いました。ご検討いただければと思います。

堀 江 次 長 ありがとうございます。
市社協では社内ツールをサイボウズ社のものにこの 4 月から変更しますが、汎用性もあり、受給調整というところもプラスアルファで拡充していけそうなものですので、そのあたりも検討したいと思います。

永 岡 議 長 私の方で気になっておりましたのは、地域福祉を支える人材育成の強化、福祉教育、人権教育のところですがけれども、とある事件の裁判でも、重度の障がいがある家族を介護されていて受け入れ先で専門の職員がいないという話があり、受け皿の部分だけでなく、人材についても課題を感じました。

それぞれどのような専門性が必要なのかということも検討しながら、専門教育や地域で教育の取り組みを進めていかないといけないと思いました。

右田理事が出席しておりましたら、福祉教育についておっしゃると思うんですけども、社協の役割として進めないといけないと思っております。

災害については、さらにご意見がありましたら、いただければと思います。

他によろしいでしょうか。

他にご意見ご質問ないようでしたら、ご承認いただけますでしょうか。

ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異 議 な し)

異議なしということですので、第 3 号議案は原案どおり決定されました。

＜第4号議案＞ 評議員会の開催（案）について

永岡議長 続きまして、第4号議案の評議員会の開催（案）について、事務局から説明してください。

真鍋次長 第4号議案 定時評議員会の開催（案）につきまして、ご説明いたします。資料4をご覧ください。

定款第14条におきまして、評議員会は法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集すると規定しておりますことから、今回、お諮りするものです。

開催日時及び場所につきましては、令和7年3月21日（金）、午後1時30分から、たかつガーデン2階 コスモスで開催します。

議案につきましては、定款の一部変更及び関連規程の一部改正（案）について令和7年度事業計画及び予算（案）についてでございます。

以上、定時評議員会の開催（案）についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

永岡議長 ただ今、評議員会の開催（案）について説明がありましたが、ご承認いただけますか。

ご承認の場合は、挙手をお願いします。

（異議なし）

異議なしということですので、第4号議案は、原案どおり決定されました。

本日ご審議いただく案件は、全て終了いたしましたので、ここで議長役を終了させていただきます。

司 会 それではこれをもちまして、理事会を終了させていただきます。今後の予定でございますが、令和6年度事業報告及び決算（案）についてご審議いただきます理事会を令和7年6月10日（火）午前10時30分から、市立社会福祉センターで開催いたします。また、理事任期満了に伴う、会長・副会長等の選任についてご審議いただきます新理事会を令和7年6月25日（水）午後1時30分から、同じく市立社会福祉センターで開催いたしますので、ご予定くださいますようお願いいたします。

本日は、ご多用の中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。